

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
電気通信番号委員会 運営方針細目（案）

平成31年 3月18日
情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会 電気通信番号委員会

「電気通信番号委員会の設置」（平成20年 9月30日付け情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第4号）第3項第2号に基づき、以下のとおり運営方針細目を定める。

1 会議の招集等

- (1) 委員会の会議は主査が招集する。
- (2) 主査は、委員会の議事を整理する。
- (3) 事務局は、主査が委員会の会議を招集するに当たり、主査の認めるところにより、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (4) 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、(1)及び(3)にかかわらず、主査の認めるところにより、電子メールその他の電磁的方法により委員会の議事を行うことができる。意見募集において意見の提出がなかった場合等、議題の内容から合理的に判断し委員会の会議を招集して審議する必要がないと主査が認めた場合も同様とする。
- (5) (4)の場合においては、主査は、会議を招集せずに行った議事で取り扱った議題及び会議を招集しなかった理由について、次に招集する委員会の会議において報告しなければならない。
- (6) その他、委員会の運営については、主査が定めるところによる。

2 会議の公開等

- (1) 会議、議事に使用された資料及び議事録（1(4)の場合においては議事概要。以下同じ。）は、次の場合を除き、公開する。
 - ア 公開することにより事業者の正当な利益若しくは事業者以外の個人の権利利益又は公共の利益を害するおそれがある場合（通常公開されている内容であるため、又は公益上特に必要であるため公開することが適当であると主査が認めた場合を除く。）
 - イ その他、主査が非公開とすることを必要と認めた場合
- (2) 議事録は、事務局がその案を作成し、発言委員等の確認を経て確定させる。

3 事務局

委員会の事務局は、総務省総合通信基盤局電気通信技術システム課番号企画室とする。

参照条文

電気通信番号委員会の設置（平成20年9月30日付け情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第4号）

本部会に、電気通信番号に係る総務省令の制定又は改廃に関する調査を行うため、次の委員会を設置する。

一 名称

電気通信番号委員会

二 構成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。
- 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。
- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。